

循環型社会推進基本計画の進捗状況 (農林水産省における取組)

平成 2 0 年 1 1 月

農林水産省

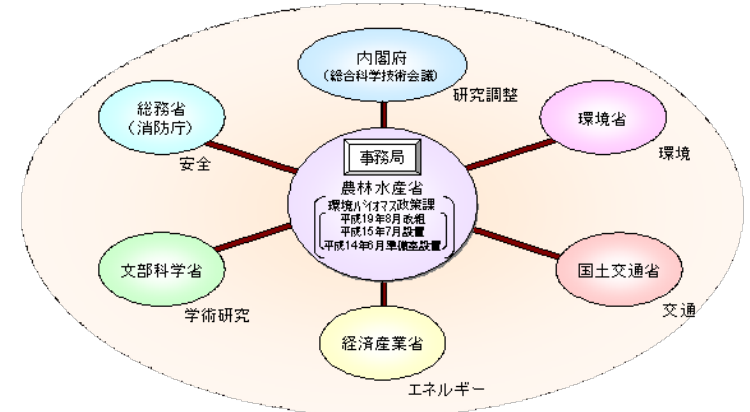
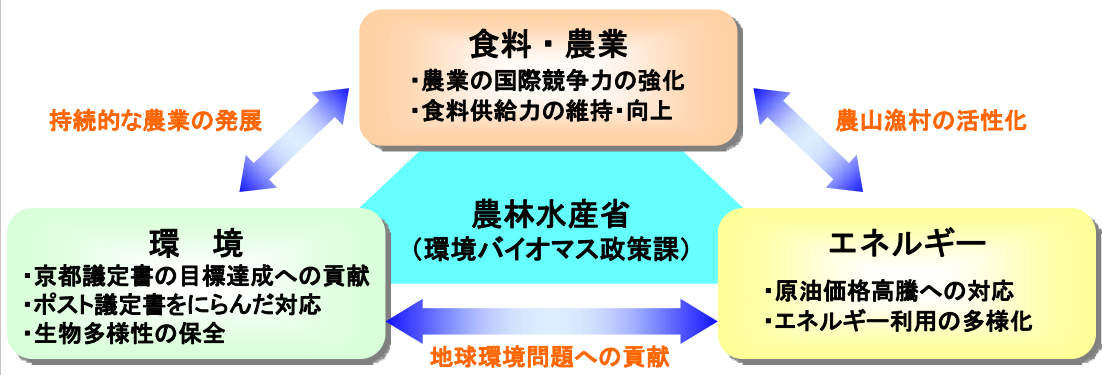
目 次

	頁
○農林水産省における資源・環境政策	1
○バイオマス・ニッポン総合戦略	2
○バイオマス・ニッポン総合戦略推進体制	3
○バイオマス利活用の加速化	4
○農林漁業バイオ燃料法（平成20年法律第45号）	5
○バイオエタノール事業実施地区	6
○バイオディーゼル燃料事業実施地区	7
○木質バイオマスの利活用促進	8
○北海道洞爺湖サミット（G8首脳声明）～「食料供給と競合しない バイオ燃料生産」の重要性が首脳声明に反映～	9
○あなたの街をバイオマスタウンに	10
○バイオマスタウン構想を公表した157市町村	11
○東アジアにおけるバイオマス構想普及支援事業	12
○農林水産省地球温暖化対策総合戦略	13
○農地土壌の温室効果ガスの吸収源としての機能の活用	14
○低炭素社会実現に向けた農林水産分野の貢献	15
○農林水産分野における省CO ₂ 効果の「可視化」（「見える化」）	16
○農林水産業における生物多様性保全の推進	17
○田園地域・里地里山の保全	18

農林水産省における資源・環境政策の取組

・作物、農地を所管する農林水産省が政府の中心となって、資源・環境政策を推進

・バイオマス・地球環境対策などの資源・環境政策は、省横断的な対応が必須



バイオマス利活用の加速化

- (これまでの実績)
- ・国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表 (H19.2総理報告)
 - ・バイオ燃料税制創設 (H20税制改正)
 - ・農林漁業バイオ燃料法制定 (H20.5)

- 国産バイオ燃料の生産拡大
 - ・法律、予算、税制等あらゆる手段を活用した支援
 - ・稲わら、間伐材等を原料とした現場実証
 - ・バイオ燃料の原料となる多収作物の開発、変換効率の向上
- バイオマスタウンの加速化

地球温暖化対策の強化

- (これまでの実績)
- ・農林水産省地球温暖化対策総合戦略策定 (H19.6)、目達計画見直しへの反映
 - ・地球環境小委員会設立 (H19.9)
 - ・「地球温暖化防止に貢献する農地土壌の役割について」取りまとめ (H20.3)
 - ・低炭素社会づくり行動計画 (H20.7)

- 農地のCO2吸収源としての位置付け
- 農山漁村地域における低炭素社会の実現
- 農林水産分野における省CO2効果の「可視化」(「見える化」)

生物多様性保全の推進

- (これまでの実績)
- ・農林水産省生物多様性戦略策定 (H19.7)
 - ・生物多様性国家戦略へ反映 (H19.11)
 - ・「生きもの認証マーク活用への提言」取りまとめ (H20.7)
 - ・生物多様性基本法成立・施行 (H20.6)

- 農林水産分野における生物多様性指標の開発
- 生きもの認証マークの創設
- 藻場・干潟の保全活動への支援
- 2010年に開催される第10回締約国会議 (COP10) でわが国の取組を世界に発信

北海道洞爺湖サミット

- (これまでの実績)
- FAO食料サミット (H20.6) 共同宣言におけるわが国の主張の反映
 - ・「バイオ燃料の開発と食料安全保障の両立」
 - 北海道洞爺湖サミット (H20.7) 首脳声明におけるわが国主張の反映
 - ・「第2世代バイオ燃料の開発と商業化の加速」

- 国際機関 (GBEP) におけるバイオ燃料の国際基準の設定に向けて検討を開始 (H20.9~)
- G8農相会合において、食料安全保障とバイオ燃料の関係について議論

バイオマス・ニッポン総合戦略

- 平成14年12月、政府は、バイオマスの利活用を政府一体となって総合的かつ計画的に進めるため、バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定。（関係7府省）
- さらに平成18年3月には主に「バイオマスタウン構築の加速化」と「バイオ燃料の利用促進」の観点から総合戦略を見直した。

平成14年12月

バイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定

地球温暖化の防止

バイオマスはカーボンニュートラルという特性。
化石資源を抑制し、地球温暖化防止に貢献。

循環型社会の形成

廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会へ移行。

戦略的産業の育成

バイオマスが新たにエネルギー、新素材等に向けられることにより、全く新しい産業と新たな雇用の創出が期待。
環境問題は世界的な課題であり、日本発の戦略的産業として将来的な発展も期待。

農山漁村の活性化

わが国は、温暖・多雨な気候であり、バイオマスが豊富。
バイオマスの利活用を推進することで、農業、農村社会の新たな可能性を拓く。

平成18年3月

総合戦略を見直し新たに閣議決定

見直しのポイント

バイオ燃料の利用促進

国産バイオ燃料の利用促進

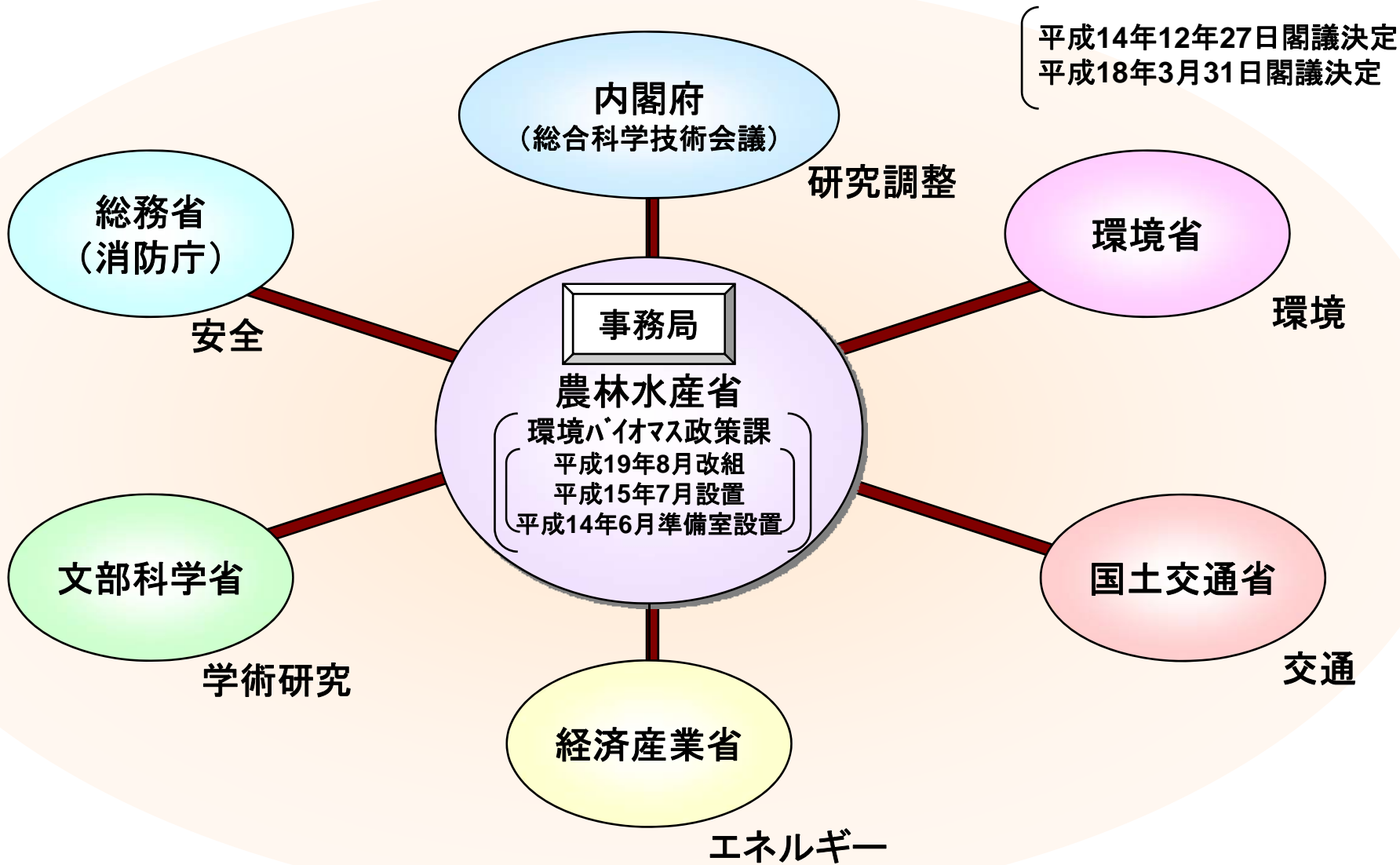
バイオマスタウン構築の加速化

目標：平成22年度までに300地区程度

アジア等海外との連携

バイオマス利活用の成果の海外への普及等

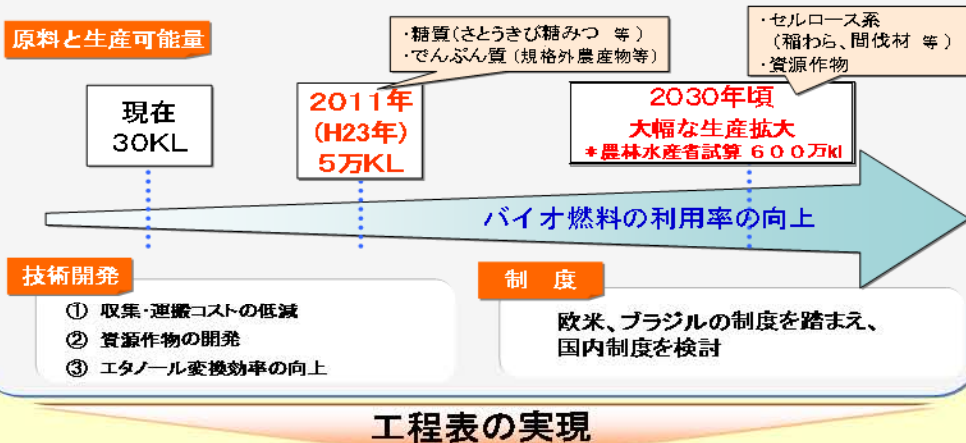
バイオマス・ニッポン総合戦略推進体制



バイオマスの利活用の加速化

食料供給と競合しない 日本型バイオ燃料の生産拡大

国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表 (19年2月)



- | | |
|------|--------------------|
| 法律 | 農林漁業バイオ燃料法の成立 |
| 税制 | バイオ燃料税制の創設 |
| 予算 | 稲わら、間伐材等を原料とした現場実証 |
| 技術開発 | バイオ燃料の原料となる多収作物の開発 |

資源・エネルギーの地産地消を進める バイオマスタウン構築の加速化

バイオマスタウン構想策定の加速化

- ・広域(数市町村単位)モデルの構築
- ・バイオマスアドバイザー等による推進活動の展開

バイオマスタウンのメリット措置の強化

- ・環境融資を受けやすい条件などの検討
- ・CO2削減効果の評価と表示・支援策の検討



300地区の目標(平成22年度)に向け
全力で取り組む(平成20年度9月末現在157)

日本全国津々浦々で普及活動を実施し、国民運動として展開
北海道洞爺湖サミットにおいて、日本の取組をアピール

農林漁業バイオ燃料法（平成20年法律第45号）〔平成20年10月1日施行〕

背景

- 農林水産物の需要の低迷
- 休耕地、耕作放棄地の拡大による食料生産能力の低下
- 原油価格の高騰

など

必要性

- 『バイオマス・ニッポン総合戦略』
⇒バイオマスを輸送用燃料として利用していくことを明記
- 国産バイオ燃料の生産拡大工程表
⇒2030年ごろまでに大幅な生産拡大を図る

課題

- 農林漁業者等と製造事業者の連携がとれておらず、原料の供給が不安定
- 原料の生産・収集・輸送コストが高い
- バイオ燃料の製造コストが高い
- これらの研究開発が途上

- バイオ燃料(エタノール、BDF、木質ペレット等)の生産は現状では極めて小規模
⇒バイオエタノール生産量30KL
(H19.3現在)

法律

【目的】

農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化

【概要】

- ・食料・飼料の安定供給への配慮
- ・地球温暖化対策との調和

○国が基本方針を作成

- ・促進に関する意義及び基本的方向等について記載

○基本方針に基づき作成された計画を国が認定

- ・農林漁業者等とバイオ燃料製造事業者が共同で原料生産と燃料製造に取り組む計画（生産製造連携事業計画）
- ・バイオ燃料の製造の効率化に向けた研究開発に取り組む計画（研究開発事業計画）

○認定された取組を国が支援

- ・農林漁業者に対する改良資金等の特例
- ・中小企業投資育成株式会社の業務特例
- ・産業廃棄物処理事業振興財団の業務特例
- ・新品種の育成に対する登録料等の減免
- ・バイオ燃料製造業者に対する固定資産税の減免

農林漁業の持続的な発展の観点から農林水産省
エネルギー供給源の多様化の観点から経済産業省
廃棄物であるバイオマスの適正処理の観点から環境省
の三省が共同で取り組みを推進

法律の効果

- 農林漁業におけるバイオマスの新たなニーズの創出
- 休耕地、耕作放棄地における資源作物の作付けによる農地の保全と食料生産力の増大
- 農林漁業者の所得確保と経営の安定
- バイオ燃料の生産拡大によるエネルギー源の多様化及び地域活性化
- 農林漁業に係る資源の有効活用と地球温暖化の防止